

令和元年

8月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和元年8月定例総会 会議録

1 日 時 令和元年8月14日(水) 午前9時30分 開議

2 場 所 酒田市役所703号室

3 出席委員(26名)

1番	佐藤 良平	委員	2番	庄司 隆	委員	3番	白畑ちか子	委員
4番	伊與田明子	委員	5番	佐藤 玲子	委員			
7番	石井 光一	委員	8番	池田 良之	委員	9番	土田 治夫	委員
10番	佐藤 浩良	委員	11番	佐藤 茂樹	委員			
13番	齋藤 均	委員	14番	児玉 昭一	委員	15番	荘司太一郎	委員
16番	須田 正弘	委員	17番	尾形 大介	委員	18番	佐藤 耕造	委員
19番	五十嵐弘樹	委員	20番	飯塚 将人	委員	21番	富樫 一彦	委員
22番	柿崎 一美	委員	23番	後藤 保喜	委員			
25番	五十嵐直太郎	委員	26番	関口 友子	委員	27番	佐藤 清一	委員
28番	荘司 研治	委員	29番	大場 重樹	委員			

4 欠席委員(3名)

12番	遠田 君雄	委員	6番	佐藤 良	委員	24番	五十嵐 亨	委員
-----	-------	----	----	------	----	-----	-------	----

5 事務局職員出席者

事務局長	藤井昌道	事務局次長	加藤広晃	農地主査兼係長	阿彦智子
主事	高橋咲葵				
専門員	石塚 裕	調整主任	門脇正博	主査	五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
3. 解約
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第36号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第37号	農地法第5条の規定による許可申請について
議第38号	農用地利用集積計画について

開 会
(午前 9時30分 開会)

○藤井事務局長

それでは、ただいまから令和元年8月酒田市農業委員会定例総会を開会します。
開会に当たりまして、五十嵐会長からご挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長
(挨拶)

○藤井事務局長

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。
五十嵐会長、よろしくお願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。
本日の欠席委員は、6番、佐藤良委員、12番、遠田君雄委員、24番、五十嵐亨委員の3名です。
なお、27番、佐藤清一委員から少々おくれるとの連絡が入っております。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。
議事録署名委員に、28番、荘司研治委員、29番、大場重樹委員の両名にお願いいたします。

報 告 事 項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○藤井事務局長

報告事項につきましては、議案の1ページからになります。
今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理についてが9件、2番、地目変更登記に係る照会に対する回答についてが3件、3番、解約が1件、4番、農地法第18条第6項の規定による通知受理についての13件、以上26件につきまして説明をいたします。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、議案書1ページ、お聞きください。(報告事項を朗読説明する)
報告事項は以上になります。

○五十嵐直太郎 議長

はい、報告事項ではございますが、何か皆さん、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。
ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

議第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第36号 農地法第3条の規定による許可申請を上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○藤井事務局長

議第36号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、3件の申請がありました。

その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして説明をいたします。

○阿彦農地主査兼係長

9ページ、お開きください。

議第36号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

酒田45番、親子での申請になります。

年金を伴わない経営移譲ということで、10年の使用貸借の契約になります。

酒田46番を申し上げます。こちらも親子です。

年金を伴わない経営移譲ということで、10年の使用貸借契約となります。なお、受け人につきましては、次世代型新規就農の申請のために今後5年の間に所有権移転を目指しているものとなっております。

準備金を既に受領しているため、今後の計画を立てているものでございます。続きまして、酒田47番です。相手方の要望によりまして所有権移転となります。十里塚の畑4筆につきまして、別添資料をごらんいただきますと、1ページに戻りますが、酒田47番、10アール当たりの対価は24万8,000円ということで、総額100万円からの割り返しとなるものでございます。

なお、受け手となります高橋さんについては、法人の代表者ということでございますが、このたび、個人で買い受けというものでございまして、ご本人様の意向により、3条での設定となるものでございます。

3条については以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告を願います。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

8月7日に、第4班による農地調査委員会を行っております。

議第36号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにもお願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第36号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第36号 農地法第3条の許可申請について許可決定といたします。

議第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

続きまして、議第37号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○藤井事務局長

議第37号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、2件の申請がありました。

その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして説明をいたします。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、10ページになります。

議第37号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

酒田18番、坂野辺新田の畑、山林につきまして、砂採取のための一時転用、1年間の賃貸借となるものでございます。

農地区分は、農用地区域となっております。採取量は2万293立米を予定してございます。

別添資料をごらんください。

別添資料の2ページ、3ページに位置図、字切図、全体計画図を載せてございます。

場所は、十坂小学校を南に下りまして、日本海東北自動車道の西側に位置するところでございます。

J A袖浦さんが近くにある箇所となっております。ことしの3月にも、該当地周辺を採取しているところでございます。

字切図ごらんいただきますと、こちら、右側のほうにございますが、農道がございまして、こちらを搬出路として利用しながら今回の採取を進めるものでございます。

3ページ、全体計画図をごらんいただきますと、今回の申請がこちら1期目となるものでございます。高低差としては、市道から0.5メートルほど下がったところが一番高い箇所となっております。全体計画図の中では、4期目と今回申請地との境の箇所が一番高くなっております。このたびは、緩やかに傾斜しているところを掘削するという計画になっているものでございます。詳しくは、後ほどスライドでご説明したいと思います。

なお、また別添資料の6ページ、7ページの採取後の営農計画についての確約書を載せてございますので、あわせてごらんください。イチジク、柿を栽培する予定となっているものでございます。

続いて、酒田19番を申し上げます。こちらも砂採取で、一時転用の9カ月の賃貸借の契約となるものです。農用地区域となっております。採取量は1万2,039立米の予定となっております。

こちらも、別添資料をあわせてごらんください。

別添資料の4ページ、5ページに位置図、字切図、全体計画図がございまして。

位置図のほうから申し上げますが、こちらも十坂小学校から南に下りまして、112号と日本海東北自動車道のちょうど間のところにある場所となっております。

字切図をごらんいただきますと、令和元年5月に一度許可が出ているところが字切図ですと西側のところになっておりまして、今回も許可済みのところの箇所を搬出路として使用する予定となっているものでございます。

全体計画図をごらんいただきますとその全貌がわかるかと思いますが、今まで1期から5期までずっと掘り進めている箇所になりまして、このたび6期目ということで、5期目のところの東側を掘削していくということになってございまして、ちょうど2期目、1期目のところを今回フラット

にする高さまで掘削する予定となっているものでございます。

なお、別添資料の8ページ、9ページに掘削後の営農についての確約書を載せてございます。赤カブ、ジャガイモ、大根ということでの計画となっているものでございます。

なお、今回、酒田18番、酒田19番の面積表示のところ、面積の左側のほうに書いてあるところが登記簿面積となっているものでございます。

そして、括弧内の面積が実際に採取する面積ということになってございますが、登記簿面積より実測面積のほうが上回っている現状でございます。

今回、測量会社がGPSなどを利用して実測した面積に基づいて、このたびこの計画を立てているものでございまして、砂採取に当たっての賃借料などの精算は、括弧内の面積に応じたものになるというふうに聞いてございます。

(スライド上映)

スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第37号 農地法第5条の規定による許可申請については、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

今回の案件は、2件とも砂利採取の案件となっております。

それぞれ予備調査などが済んでおりますので、現地調査報告は省きます。

それでは、質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

○19番 五十嵐弘樹委員

19番、五十嵐です。

実測の面積と登記面積の大きさが違うということではありますが、それをまた登記を変える、面積を変えるということになるのか。何か不都合があるのかないのかわかりませんが、酒田19番の件、1番上が一番下の、倍以上面積が違っているということでもありますので、登記を直すのか、直さないのかちょっとお聞きします。

○五十嵐直太郎 議長

ただいまの質問に対して、事務局からお答えいただきます。

○阿彦農地主査兼係長

事前の農地調査委員会のときにも話題になりましたが、結局、登記簿の地積を変えるところは、所有者の意向次第ということになります。GPSを使った実測でこのたびやっておりますけれども、実際、市道から市道までを起点にするですとか、そういった測量の仕方になると、とても大規模なものになったりする可能性もありまして、そういったところが、ご本人様の意向を聞きながら、できる限りという形でしかできないということになります。

それと地目については、このたび山林になっているところは農地に変えてくださいという申し入れにしていくところでございます。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ただいまの説明でよろしいでしょうか。

○19番 五十嵐弘樹委員

わかりました。

- 五十嵐直太郎 議長
何か皆さん、ご質問、ご意見、そのほかございませんでしょうか。

(発言する者なし)

- 五十嵐直太郎 議長
それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第37号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第37号 農地法第5条の許可申請について、許可決定といたします。

議第38号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第38号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

- 藤井事務局長
議第38号 農用地利用集積計画につきましては、1番、一般事業、(1)所有権の移転が1件、(2)交換についての2件の計画の申し出がありました。その可否を決定しようとするものであります。詳細につきまして説明をいたします。

- 阿彦農地主査兼係長
議案書11ページです。議第38号 農用地利用集積計画についてです。
1番、一般事業、(1)所有権の移転です。公告予定日は令和元年8月16日の予定です。
南遊佐1番、宮内の田んぼ1筆につきまして10アール当たり70万円の対価で、総額209万8,600円ということで売買を行うものでございます。
移転時期、支払時期は、令和元年8月30日の予定でございます。
なお、今回ご審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで各要件を満たしているものと考えます。
また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることにより不適正な事実がないことを地元農業委員からあらかじめ確認をしていただいております。
続きまして、12ページをごらんください。
一般事業の(2)交換です。こちらの公告予定日も8月16日の予定です。
浜中1番、浜中2番。どちらも同じ受人、渡人の組み合わせとなるものでございます。
浜中1番については、浜中の三間山、畑2,131平米です。
浜中2番については、浜中字村東、畑2,281平米、こちらを交換するものでございまして、対価はゼロ円となります。移転時期は8月17日の予定でございます。
なお、今回の交換に当たりますそれぞれの面積差が2割以内でございますので、交換を成り立たせられるものでございます。なお、1番のほうの譲受人は、認定農業者でございます。
2番の受け人については、あっせん基準等は満たしてございませんが、片方が認定農業者等の要件を満たしていることから、この交換要件を満たすものでございます。
説明は以上です。

- 五十嵐直太郎 議長
それでは、農地調査委員会の報告を願います。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第38号 農用地利用集積計画については、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

審議に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第38号 農用地利用集積計画について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第38号 農用地利用集積計画について、計画決定といたします。

閉 会

以上をもちまして、令和元年8月定例総会を閉会いたします。

(午前 10時 14分 閉会)